

手当・年金のこと

1 児童扶養手当

対象

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定程度の障がいの状態にある場合は20歳未満)の父・母または父・母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母が生死不明の児童
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

(単位:円)

所得制限
限度額

税法上の 扶養親族の数	受給資格者本人		孤児等の養育者, 配偶者, 扶養義務者
	全部支給	一部停止	
0	690,000	2,080,000	2,360,000
1	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3	1,830,000	3,220,000	3,500,000
4	2,210,000	3,600,000	3,880,000
5	2,590,000	3,980,000	4,260,000
1人増毎	+380,000	+380,000	+380,000
別に加算する額	70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円, 特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき15万円		老人扶養親族1人につき(扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき)6万円

※公的年金等と併給する場合は金額が異なります。

※養育者, 扶養義務者, 孤児等の養育者が未婚のひとり親家庭の母または父の場合は, 申請により寡婦控除等が適用されます。(控除適用は所得税・住民税を見直すものではありません。)

※児童扶養手当の所得制限判定をする際, 長期・短期譲渡所得については, 租税特別措置法に規定される特別控除額を控除して得た額が適用されます。

手当額

支給区分	全額支給	一部支給
児童1人	月額 46,690円	月額 46,680円~11,010円
児童2人目以降	(1人につき)月額11,030円	(1人につき) 月額 11,020円~5,520円

※ただし, 手当を受けようとする父, 母, 養育者または扶養義務者などの所得が一定額以上あるときは, 支給停止となります。(扶養義務者: 受給資格者本人の父母・祖父母・兄弟姉妹・18歳以上の子など)

※受給資格者または対象児童の公的年金等受給月額が児童扶養手当月額を上回ると手当は支給されません。(ただし受給資格者が障害基礎年金等を受給している場合は, 手当の一部が支給されることがあります。)

※手当額については, 所得に応じて決定されます。

※次のいずれかに該当する場合は, 児童扶養手当は支給されません*

- ①対象となる父, 母, 養育者または児童が日本国内に住所を有しないとき。
 - ②対象児童が里親に養育を委託されたり, 児童福祉施設(母子ホーム, 保育所, 児童の通園施設を除く)に入所しているとき。
 - ③対象児童が父または母の配偶者(事実婚, 内縁関係含む)に養育されているとき。
 - ④対象児童が母または養育者に監護されている場合, 児童の父と生計を同じくしているとき。
 - ⑤対象児童が父に監護および生計を同じくする場合, 児童の母と生計を同じくしているとき。
- ※④の場合は父が, ⑤の場合は母が政令で定める重度の障害である場合は除く。

2 児童手当

対 象

家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のために、市内に住民登録があり、高校修了年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの児童を養育している方を対象に支給される手当です。

制度内容

支 給 対 象 児 童	0歳～高校修了年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)の年齢まで
所 得 制 限	なし
第三子以降加算の算定対象となる児童の年齢	大学生相当(22歳に達した最初の3月31日)の年齢まで ※該当児童について日常的な生活の世話や、経済的な負担がある場合に限りです。認定するためには申請が必要となります。 ※算定対象となる児童として認められると、この児童も含めて出生順に第1子, 第2子, …と数えます。
支 給 時 期	年6回(2月, 4月, 6月, 8月, 10月, 12月) 偶数月の7日(土日祝の場合は前日の金融機関営業日)

手 当 額

区 分		金額
3歳未満	第1子・第2子	月額 15,000円
	第3子以降	月額 30,000円
3歳以上 高校修了前	第1子・第2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 30,000円

※第1子, 第2子, …は, 18歳をむかえて最初の3月31日までの児童を出生順に上から数えます。

1, 2の申請・問合せ

- 福祉事務所子育て支援課 電話 21-3267
- 福祉事務所湯川福祉課 電話 57-6170
- 福祉事務所亀田福祉課 電話 45-5481
- 福祉事務所戸井福祉課 電話 82-2112
- 福祉事務所恵山福祉課 電話 85-2335
- 福祉事務所榎法華福祉課 電話 86-2111
- 福祉事務所南茅部福祉課 電話 25-6045
- 銭 亀 沢 支 所 電話 58-2111

3 遺児手当

対 次のいずれかに該当する、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給される手当です。

(児童を養育している方は、函館市内に居住し、現に遺児を監護し、かつ、遺児と生計を同じくしている親権者、後見人およびこれらに準ずる者とします。)

- ・父および母を死亡、生死不明、遺棄、法令による拘禁等により失った児童
- ・父または母を不慮の事故、災害、犯罪による被害により失った児童

(令和7年4月現在)

手 当

両親を失った者	① 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	児童1人 月額 3,000円
	② 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(①を除く。)	児童1人 月額 5,000円
父または母を失った者	① 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	児童1人 月額 1,500円
	② 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(①を除く。)	児童1人 月額 2,500円

申請・問合せ

- 子ども未来部子育て支援課 電話 21-3267
- 湯川福祉課 電話 57-6170
- 亀田福祉課 電話 45-5481
- 戸井福祉課 電話 82-2112
- 恵山福祉課 電話 85-2335
- 楳法華福祉課 電話 86-2111
- 南茅部福祉課 電話 25-6045
- 銭亀沢支所 電話 58-2111

4 特別児童扶養手当

対 心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父または養育者に支給される手当で、児童扶養手当と重複して受給できます。

(令和7年4月現在)

手 当

児童 1人につき	重度障がい児(1級)	月額 56,800円
	中度障がい児(2級)	月額 37,830円

*ただし、手当を受けようとする父母などの所得が一定額以上あるときは、支給停止となります。

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません

- ① 父、母または養育者および対象児童が日本国内に住所を有しないとき。
- ② 対象児童が里親に養育を委託されたり、児童福祉施設(母子ホーム、保育所等を除く)に入所しているとき。
- ③ 対象児童が障がいを事由とする公的年金給付を受けることができるとき。

申請・問合せ

- 福祉事務所障がい保健福祉課 電話 21-3302
- 福祉事務所湯川福祉課 電話 57-6170
- 福祉事務所亀田福祉課 電話 45-5481
- 福祉事務所戸井福祉課 電話 82-2112
- 福祉事務所恵山福祉課 電話 85-2335
- 福祉事務所楳法華福祉課 電話 86-2111
- 福祉事務所南茅部福祉課 電話 25-6045
- 銭亀沢支所 電話 58-2111

5 遺族基礎年金

対 象 国民年金に加入している方などが亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた次に該当する方に支給されます。

- ① 死亡した方の配偶者で、18歳(18歳の誕生日後最初の3月31日が終わっていない場合を含む。)までの子または20歳未満で障がいの程度が1級、もしくは2級の子と生計を同一にしている方
- ② 死亡した方の18歳(18歳の誕生日後最初の3月31日が終わっていない場合を含む。)までの子または20歳未満で障がいの程度が1級、もしくは2級の子

支給要件 国民年金の保険料を納めた期間(免除期間を含む。)が死亡日の属する月の前々月までの加入期間の3分の2以上あることが必要です。
(※令和18年3月31日以前に亡くなられた場合には納付期間が3分の2以上なくても、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給されます。)

(令和7年4月現在)

年 金

子のある 配偶者の場合	子ども1人	年額 1,071,000円 1,068,600円	昭和31年4月1日以前に生まれた方
	子ども2人	年額 1,310,300円 1,307,900円	
子の場合	子ども1人	年額 831,700円	3人目以降は、一人につき、 79,800円が加算されます。
	子ども2人	年額 1,071,000円	

☆ただし、配偶者が受給している間は、子どもは支給停止になります。

国民年金保険料免除制度

経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合は、保険料の免除の申請をすることができます。(申請免除制度)

納めないまま放っておかずにご相談してみましょう。

また、生活保護を受けている場合は法定免除に該当しますので、必ず届出してください。

申請・問合せ

- 市民部 国保年金課 電話 21-3159
- 湯川支所 電話 57-6163
- 銭亀沢支所 電話 58-2111
- 亀田支所 電話 45-5582
- 戸井支所 電話 82-2112
- 恵山支所 電話 85-2335
- 榎法華支所 電話 86-2111
- 南茅部支所 電話 25-6040

6 遺族厚生年金

対

厚生年金保険に加入している方または、加入していた方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもなどの遺族に対し支給されます。

基本的には、④「18歳到達の年度末までの子または20歳までの障がいのある子」、

⑤上記④のいる配偶者の遺族基礎年金に上乗せて支給されます。

・ 子のない配偶者(夫死亡時30歳未満の妻は5年有期)

なお、配偶者以外の遺族は、次の要件に該当することが必要です。

- ① 子と孫については、18歳になる年度末まであるいは20歳未満で障がいの程度が1級、または2級であって婚姻していないこと。
- ② 夫、父母、祖父母については、55歳以上であること。
(ただし、60歳までは支給停止されます。)

納付要

次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ① 厚生年金保険に加入中に亡くなられた場合などは、死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち保険料納付済期間(免除期間含む。)が3分の2以上あることが必要です。
(※令和18年3月31日以前に65歳未満で亡くなられた場合には、保険料納付済期間が3分の2以上なくても、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ支給されます。)
- ② 厚生年金保険を含む25年以上の受給資格期間を満たしている方(老齢年金受給者中の方も含みます。)が亡くなられた場合。

支給金

$$\left(\begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \frac{7.125}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成15年3月までの} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \frac{5.481}{1000} \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right) \times \frac{3}{4}$$

(被保険者期間が300月未満のときは期間を300月として計算する)

※ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方等が亡くなられたときは、別の計算方法により金額が計算されます。

詳しくは、下記にお問合せください。

問合せ

- 日本年金機構函館年金事務所
所在地 函館市千代台町26番3号
電 話 ねんきんダイヤル 0570-05-1165